

清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、清水高等学校の生徒・教職員を南海トラフ地震による津波被害から確実に守るとともに、清水中学校との連携型中高一貫教育を更に発展させるための高台への新校舎等の整備について、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定し、清水高等学校新校舎等整備事業の基本設計業務を行おうとするものです。

(3) 事業内容

清水高等学校新校舎等整備事業に伴う基本設計

※詳細は別途「清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル説明書」に定めます。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和3年8月31日まで

2 見積限度額

36,663千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

別途「清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定めます。

6 契約の相手方の決定方法

別途定める審査要領の審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行います。企画提案者（以下、「参加者」という。）から提出された参加申込書に示された業務実績等の書面審査及び、企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査し、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

なお、参加者が6者以上の場合は、一次審査として、参加申込書で示された業務実績等の書面審査により上位5者を選定し、二次審査として、選定された参加者から提出された

企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などについて協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と高知県が交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなったときは、その時点で失格とします。

(1) 高知県内に本社（本店）を置く建築士事務所を含む共同企業体（JV）であること。

※共同企業体の代表者となるものが、企画提案書締切日までに共同企業体を構成する場合は、参加申込書提出時に、予定している構成員を明示すること。

(2) 共同企業体の代表者は、日本国内で平成17（2005）年以降に竣工した建築物のうち、校舎（学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（少なくとも中学部又は高等部のいずれか一方を置くもの）の校舎）又は大学施設で対象床面積3,000㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務を完了した実績があること。なお、共同企業体の構成員及び協力事務所として参加した場合の実績は不可とする。

(3) 構成員が、本業務の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。

(4) 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。

(5) 共同企業体の代表者及び構成員は、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、イからエについては、各号の事務開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りではない。

ア 破産法第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者。

イ 会社更生法に基づく会社更生手続き開始の申立てを行った者。

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく更生手続き開始の申立てを行った者。

エ 民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った者。

(6) 共同企業体の代表者及び構成員の本社、支社、営業所等が、都道府県税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 共同企業体の代表者及び構成員は、2019・2020年度または令和2年度高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務〔建築一般〕）を有すること。

(8) 共同企業体の代表者及び構成員は、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年17高建管第223号）による指名停

止等の措置の対象となっていない者であること。

- (9) 共同企業体の代表者及び構成員は、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (10) 共同企業体の代表者及び構成員は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行い、5年以上継続して業務を行っていること。
- (11) 総括責任者自身が一級建築士の資格を有するとともに、本業務に関し、日本国内で平成17（2005）年以降に竣工した建築物のうち、校舎（学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（少なくとも中学部又は高等部のいずれか一方を置くもの）の校舎）又は大学施設で対象床面積3,000㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務を完了した実績をもつ一級建築士の資格を有する主任技術者（意匠担当）を専任として配置できること。

8 説明会

行いません。

既存校舎等の設計図書等の閲覧については、電子データ（PDFファイル）を貸与します。貸与の申し込みは、別紙様式1により電子メールで受け付けます。貸与を希望する者は、メール送信後、電話により本件問合せ先の担当者に着信を確認してください。

9 質疑と回答

質疑は、募集開始から令和3年1月15日（金）正午までに、別紙様式2により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAX及び電子メールによる場合は、電話により本件問合せ先の担当者に着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和3年1月21日（木）に高知県教育委員会事務局高等学校振興課のホームページに掲載します。<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311801/>

10 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

別途「清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定めます。

(2) 参加申込

ア 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和3年1月26日（火）正午（必着）

ウ 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目7番52号（高知県庁西庁舎2階）

高知県教育委員会事務局高等学校振興課（担当：川添、長岡）

(3) 資格要件の確認

高知県教育委員会事務局高等学校振興課において、提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和3年2月2日（火）までに電子メールにて通知します。

参加者が6者以上の場合は、一次審査結果も併せて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（高知県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 教育長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（高知県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答します。

11 企画提案書の作成等

別途「清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に定めます。

また、企画提案書の提出期限は令和3年2月9日（火）正午（必着）とします。

12 審査方法等

別途「清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定めます。

13 審査結果

審査結果は、令和3年2月下旬に全ての参加者に文書で通知します。また、参加者が6者以上の場合に実施する一次審査結果は、令和3年2月2日（火）までに電子メールにて通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

https://www3.e-reikinet.jp/kochi-ken/d1w_reiki/40290101000100000000/40290101000100000000/40290101000100000000_j.html

14 日程（予定）

令和3年1月8日（金） 募集開始

令和3年1月15日（金） 質疑書提出締切（正午）

令和3年1月26日（火） 参加申込書及び資格確認書類提出締切（正午）

令和3年2月2日（火） 参加資格要件の結果及び一次審査（書面審査）結果を電子メールにて通知

※一次審査結果通知は参加者が6者以上の場合のみ

令和3年2月9日（火） 企画提案書提出締切（正午）

令和3年2月18日（木） 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

令和3年2月下旬 審査結果をすべての参加者に文書で通知

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（高知県及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）することがあります。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるため、参加者は提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。
開示・非開示の判断は、様式3により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき高知県が客観的に判断します。
- (4) 本業務の委託契約の相手方となった参加者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

16 問合せ先

高知県教育委員会事務局高等学校振興課（担当：川添、長岡）

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目7番52号

電話 088-821-4542 FAX 088-821-4547

電子メール 311801@ken.pref.kochi.lg.jp

17 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、高知県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知します。
- (5) 本業務（基本設計）に直接関連する実施設計は、基本設計時における設計意図を実施設計の成果に的確に反映させるため、本業務の委託契約の相手方と随意契約を行う予定

ですが、業務遂行のために必要な事項について、協議のうえ一定の条件等を付すことがあります。

なお、当該受託者が清水高等学校新校舎等整備事業の実施設計業務に適さないと高知県が判断した場合等は、別途委託契約の相手方を選定することがあります。

設計図書等貸出申込書

令和 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メール

公募型プロポーザルに参加するにあたり必要ですので、下記の条件のもとに既存校舎等の設計図書等の貸出を申し込みます。

記

- 1 業 務 名 清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務
- 2 貸出の条件（返却期限） 貸出を受けた日から 1 週間以内に返却する

※本様式に必要事項を記入し、添付ファイルとして送信すること（押印不要）。

提出先：高知県教育委員会事務局高等学校振興課

電子メール 311801@ken.pref.kochi.lg.jp

メールの件名：【清水高等学校新校舎等整備事業基本設計】設計図書等
貸出申込書

清水高等学校新校舎等整備事業基本設計委託業務のプロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

提出期限：令和 3 年 1 月 15 日（金）正午まで

提出先：高知県教育委員会事務局高等学校振興課

担当：川添、長岡

F A X 0 8 8 - 8 2 1 - 4 5 4 7

電子メール 311801@ken.pref.kochi.lg.jp

メール件名：【清水高等学校新校舎等整備事業基本設計】質疑書

高知県教育長 伊藤 博明 様

所在地

事業者名

代表者名

印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を 具体的に記入してください。